



茨城県報

第 1 5 6 9 号

平成16年 5 月20日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	2
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	2
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)	2
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	4
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	4
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	5
保安林の指定の解除 (林業課)	6
保安林の指定の解除の予定 (2 件) (林業課)	6
道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課)	7
道路の供用の開始 (道路維持課)	8

(選挙管理委員会)

政治団体の設立届出.....	8
政治団体の届出事項の異動届出.....	9
政治団体の解散届出.....	9
資金管理団体の指定の取消しの届出.....	10

公 告

落札者等の公示 (2 件) (広報広聴課)	10
茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況 (総務課)	11
落札者等の公示 (情報政策課)	12
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	13
基本測量の実施 (用地課)	13
開発行為の工事完了 (建築指導課)	14

(教育委員会)

落札者等の公示.....	14
--------------	----

(公安委員会)

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....	15
--------------------------	----

告 示

茨城県告示第837号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000300407113	常南交通株式会社福祉事業部	つくば市榎戸433 2	常南交通株式会社	石岡市国府 7 8 5 301	平成16年 4月30日	児童居宅介護等事業
08000300408111	アイライフ	猿島郡総和町駒羽 根712 16	有限会社 アイライフ	猿島郡総和町駒羽 根712 16	平成16年 4月30日	児童居宅介護等事業

茨城県告示第838号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000100407115	常南交通株式会社福祉事業部	つくば市榎戸433 2	常南交通株式会社	石岡市国府 7 8 5 301	平成16年 4月30日	身体障害者居宅介護等事業
08000100408113	アイライフ	猿島郡総和町駒羽 根712 16	有限会社 アイライフ	猿島郡総和町駒羽 根712 16	平成16年 4月30日	身体障害者居宅介護等事業

茨城県告示第839号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000200406116	居宅支援事業所生活支援センター「ゆづ」	石岡市鹿の子 4 16 52	社会福祉法人 白銀会	石岡市鹿の子 4 - 16 - 52	平成16年 4月30日	知的障害者居宅介護等事業
08000200407114	常南交通株式会社福祉事業部	つくば市榎戸433 2	常南交通株式会社	石岡市国府 7 8 5 301	平成16年 4月30日	知的障害者居宅介護等事業
08000200408112	アイライフ	猿島郡総和町駒羽 根712 16	有限会社 アイライフ	猿島郡総和町駒羽 根712 16	平成16年 4月30日	知的障害者居宅介護等事業

茨城県告示第840号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー江戸崎店

稲敷郡江戸崎町佐倉字佐倉原3326番 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	小 林 哲 美

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年12月29日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,536㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	107台
イ 駐輪場の収容台数	62台
ウ 荷さばき施設の面積	21㎡
イ 廃棄物等の保管施設の容量	15㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午前 9 時30分

3 届出年月日

平成16年 4 月28日

茨城県告示第841号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ土浦田中店

土浦市田中町 2 丁目1697番地の 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成16年 4 月12日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） 土浦プルシェ店

（変更後） カスミ土浦田中店

ウ 届出年月日

平成16年 3 月26日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第842号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 2 中「1.6%」を「1.7%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年 4 月21日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第843号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付 期 間	融 資 機 関	資 金 種 類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
				貸付金の うち2億 7千万円 までの部 分	貸付金の うち2億 7千万円 を超える 部分	B	貸付金の うち2億 7千万円 までの部 分
6年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.90%	年1.65%	年1.40%	年2.15%	年1.90%	年1.65%
	上記以外の場合	年1.05%	年0.80%	年0.55%	年1.30%	年1.05%	年0.80%
6年を超え 7年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%
7年を超え 8年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.75%	年1.50%	年1.25%	年2.00%	年1.75%	年1.50%
	上記以外の場合	年0.90%	年0.65%	年0.40%	年1.15%	年0.90%	年0.65%
8年を超え 9年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
	上記以外の場合	年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
9年を超え 10年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
10年を超え 11年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
11年を超え 12年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%		年0.75%	年0.50%	年0.25%
12年を超え 14年以内	要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%		年0.65%	年0.40%	年0.15%

14年を超え 15年以内	要綱第3の2のア、ウ及び オの場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%		年0.55%	年0.30%	年0.05%

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年4月21日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所
鹿島郡波崎町字亀ノ井8815の4，8815の5
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第845号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿嶋市大字青塚字峰724の1，724の20，724の22
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第846号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎町大字太田字押場100の 4
- 2 指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



茨城県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 5 月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大輪町字赤砂原1499番 4 地先から 水海道市大輪町字辻前1483番 3 地先まで	旧	メートル 最大 19.0 最小 10.8	メートル 167	
	新	最大 19.8 最小 13.0	167	現道拡幅



茨城県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 5 月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字向石下字狐山939番 4 地先から 結城郡石下町大字向石下字狐山941番 地先まで	旧	メートル 最大 11.2 最小 8.0	メートル 42	
	新	最大 11.2 最小 10.1	42	現道拡幅



茨城県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 5月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字崎房字西新田962番 6 地先から 結城郡石下町大字崎房字西新田966番 1 地先まで	旧	メートル 最大 13.0	メートル 233	
		最小 10.2		
	新	最大 17.8 最小 12.4	233	現道拡幅

茨城県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 5月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字小張字高波4092番 2 地先から
筑波郡谷和原村大字東櫛戸字向山1727番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 6月10日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 5月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
えびなすみこ後援会	宇佐見 恵子	谷 口 京	那珂郡瓜連町平野1800 - 385	15. 12. 25
泉信也茨城後援会	新 井 昇	瀬 谷 憲 雄	水戸市住吉町292 - 5	16. 4. 1
政治結社愛国日本党古 谷塾	福 井 忠二郎	中 臣 弘 明	つくば市高見原 1 - 1 - 12 ランドケー プC - 111	16. 4. 1
明るい八郷を創る会	菊 地 利兵衛	雨 貝 政 史	新治郡八郷町小倉37	16. 4. 1
菊地たけお後援会	大久保 真之佐	広 瀬 秀 之	新治郡八郷町柿岡1933 - 1	16. 4. 2
滝ひろつぐ後援会	細 谷 一 二	滝 達 行	北茨城市中郷町下桜井944	16. 4. 9
協和町の未来を考える 会	藤 田 平 八	奥 澤 登喜雄	真壁郡協和町小栗5141 - 8	16. 4. 20

茨城県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 5 月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	町を元気にする会		長 浜 寿		16. 3. 30
旧			長 浜 一		
新	自由民主党茨城県たばこ耕作支部			石岡市若宮3 - 1 - 40	16. 4. 13
旧				水戸市大町3丁目2番10号	
新	全国たばこ耕作者政治連盟			石岡市若宮3 - 1 - 40	16. 4. 13
旧				水戸市大町3丁目2番10号	
新	自由民主党東日本ときわ会茨城県支部		萩 原 正 嗣		16. 4. 15
旧			増 子 洋 志		
新	民主党茨城県第7区総支部			水海道市山田町4735 - 1	16. 4. 19
旧				つくば市梅園2の14の21	
新	政治結社義政会	大 坪 憲 司		稲荷郡阿見町大字阿見5329 - 2	16. 4. 19
旧		久 野 光 男		つくば市花室793 - 5	
新	よしわら昇後援会		吉 原 純 子		16. 4. 21
旧			吉 原 二 郎		
新	鈴木勝夫後援会			ひたちなか市津田2147 - 67	16. 4. 26
旧				ひたちなか市津田2997	
新	茨城県社会保険労務士政治連盟	赤 羽 啓	岡 田 浩		16. 4. 27
旧		益 子 臣	金 澤 勝 民		
新	自由民主党茨城県医療会支部	原 中 勝 征			16. 4. 30
旧		佐 藤 怜			
新	茨城県医師連盟	原 中 勝 征			16. 4. 30
旧		佐 藤 怜			
新	昌友会	原 中 勝 征			16. 4. 30
旧		佐 藤 怜			

茨城県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 5 月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小田倉忠安後援会	小田倉 勝 美	小田倉 通 明	那珂郡那珂町額田東郷2758 - 61	16. 4. 1

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
緑風会	羽 成 正 美	手 塚 恵 博	行方郡玉造町甲221	16. 4. 6
成政会	成 島 忠 行	成 島 美千代	行方郡玉造町甲221	16. 4. 6
成島忠行後援会	佐 竹 正 義	高 野 博	行方郡玉造町甲221	16. 4. 6
自由民主党茨城県水戸市第三支部	川 津 隆	照 沼 重 輝	水戸市千波町777	16. 4. 12
大串宗二郎後援会	大 串 貞 子	大 串 裕 美	つくば市沼田73 - 2	16. 4. 19
自由民主党茨城県東茨城郡南部第一支部	大 高 道 夫	秋 葉 美 樹	東茨城郡茨城町長岡138 - 7	16. 4. 19
大高道夫後援会	中 宮 達 雄	小 嶋 勇	東茨城郡内原町小林897	16. 4. 19
よしわら昇後援会	吉 原 昇	吉 原 純 子	稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲3348 - 1	16. 4. 21
政治結社大日本誠道会誠道塾	角 屋 博 司	角 屋 博 司	水戸市大工町3 - 2 - 9	16. 4. 22
自由民主党茨城県桜友会支部	宇留野 一 壽	益 子 洋	水戸市白梅2 - 10 - 79	16. 4. 27

茨城県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 5 月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
成 島 忠 行	玉造町長	成政会	行方郡玉造町甲221	16. 4. 6
鈴 木 勝 夫	ひたちなか市議会議員	鈴木勝夫後援会	ひたちなか市津田2997	16. 4. 26

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

テレビ広報「おはよう茨城」の制作及び放送業務 知事公室広報公聴課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4月 1日 株式会社博報堂 東京都港区芝浦三丁目四番一号 162,705,375円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

ラジオ放送番組の制作及び放送業務 知事公室広報公聴課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4月 1日 株式会社茨城放送 水戸市千波町2084 34,965,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号

茨城県個人情報の保護に関する条例の運用状況

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 5 年茨城県条例第 2 号）第33条の規定により，平成15年度における同条第の運用状況を次のとおり公表する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 個人情報保有事務の登録に関する事項

- (1) 新規登録件数 - 件
- (2) 変更登録件数 11件
- (3) 廃止件数 1 件

2 開示請求及び訂正請求に関する事項

(1) 開示請求及び訂正請求の件数

ア 開示請求の件数 585件（うち429件は簡易開示）

イ 訂正請求の件数 - 件

ウ 開示請求の実施機関別内訳

区 分		開示請求の件数
知 事 部 局	総 務 部	115 (-)
	企 画 部	-
	生 活 環 境 部	-
	保 健 福 祉 部	268 (256)
	商 工 労 働 部	-
	農 林 水 産 部	2 (-)
	土 木 部	1 (-)
	出 納 事 務 局	-
	小 計	386 (256)
企 業 局	-	
教 育 委 員 会	25 (-)	
選 挙 管 理 委 員 会	-	
監 査 委 員 会	-	
人 事 委 員 会	174 (173)	
地 方 労 働 委 員 会	-	
収 用 委 員 会	-	

収 用 委 員 会	-
茨城海区漁業調整委員会	-
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会	-
内水面漁場管理委員会	-
計	585 (429)

() 内は簡易開示請求の件数で内数

(2) 開示請求の処理状況

- ア 開示決定の件数 448件 (うち429件は簡易開示)
 イ 部分開示決定の件数 31件
 ウ 不開示決定の件数 105件
 エ その他 1件

3 不服申立てに関する事項 (カッコ内は前年度からの継続分で外数)

- (1) 異議申立ての件数 5件 (1件)
 (2) 異議申立ての処理状況
 ア 却下決定の件数 -件 (-件)
 イ 棄却決定の件数 -件 (-件)
 ウ 認容決定の件数 -件 (-件)
 エ 審理中・その他 5件 (1件)

~~~~~  
 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は  
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合  
 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行っ  
 た日 随意契約による場合はその理由 その他必要な事由

共用コンピュータオペレーション業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4 月  
 1 日 株式会社ケーシーエス 水戸市谷津町 1 番40 48,988,800円 随意契約 地方公共団体の物品等又は  
 特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

電子計算機賃貸借 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4 月 1 日 株式会社日立製  
 作所関東支社茨城支店 水戸市三の丸 1 丁目 4 番73号 573,622,350円 随意契約 地方公共団体の物品等又  
 は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

共用端末賃貸借 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4 月 1 日 日立キャピタル(株)

茨城支店 水戸市泉町 1丁目 2番 1号 75,952,800円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達  
手続の特例を定める政令第10条第 1項第 2号

給与システム維持管理等業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4月 1日  
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 東京都品川区東品川 4丁目12番地 7号 34,650,000円 随意契約  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1項第 2号

行政情報ネットワーク運用管理業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 4月 1  
日 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3丁目19番地 2号 162,750,000円 随意契約 地方公  
共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1項第 2号

いばらきブロードバンドネットワーク運用管理業務委託 一式 企画部情報政策課 水戸市笠原町978番 6  
平成16年 4月 1日 NTT東日本・NTT-ATCコンソーシアム 東京都新宿区西新宿 3丁目19番地 2号 474,075,000  
円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第 1項第 2号

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7号) 第10条第 1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申
請について、次のとおり申請があったので、同条第 2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1項第 1号、第 2号イ、第 5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年 7月 7
日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1丁目 5番38号 茨城県三の丸庁舎) において
公衆の縦覧に供する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成16年 5月 7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 つどい
- 3 代表者の氏名
坂 入 八重子
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県真壁郡関城町大字関本下85番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、関城町及び近隣市町村の高齢者に対して、託老所の運営、訪問介護事業及び趣味の講座の開講を行
い、福祉の増進及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
基本測量の実施

測量法 (昭和24年法律第188号) 第 4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法  
第14条第 3項の規定により公示する。

平成16年 5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 国土地理院
- 2 作 業 の 種 類 基本測量 (基準点測量)
- 3 作 業 期 間 平成16年 6 月 1 日から平成16年 9 月30日まで
- 4 作 業 地 域 龍ヶ崎市, 東茨城郡大洗町, 久慈郡大子町, 鹿島郡神栖町, 稲敷郡東町

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 5 月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市港ヶ丘一丁目1163番42

- 2 事業主の住所及び氏名

成田市公津の杜 1 の26の 4

積水ハウス株式会社 成田営業所 所長 川 野 誠 二

~~~~~

(教 育 委 員 会)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年 5 月20日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
茨城県立水戸養護学校スクールバス運行業務
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県教育庁特別支援教育課  
茨城県水戸市笠原町978番 6
  - 3 落札者を決定した日  
平成16年 3 月16日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
常南交通株式会社  
石岡市国府 7 丁目 8 番 5 - 301号
  - 5 落札金額  
10,500,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成16年 2 月16日
  - 8 落札方式  
最低価格
- ~~~~~

## (公 安 委 員 会)

## 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 1 条の規定による技能検定員審査及び規則第10条第 1 項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第 2 条及び第10条第 2 項の規定により公示する。

平成16年 5 月20日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

## 1 審査の種類

## (1) 技能検定員

- ア 技能検定員審査 (大型)
- イ 技能検定員審査 (普通)
- ウ 技能検定員審査 (大特)
- エ 技能検定員審査 (大自二)
- オ 技能検定員審査 (普自二)
- カ 技能検定員審査 (牽引)
- キ 技能検定員審査 (大型二種)
- ク 技能検定員審査 (普通二種)

## (2) 教習指導員

- ア 教習指導員審査 (大型)
- イ 教習指導員審査 (普通)
- ウ 教習指導員審査 (大特)
- エ 教習指導員審査 (大自二)
- オ 教習指導員審査 (普自二)
- カ 教習指導員審査 (牽引)
- キ 教習指導員審査 (大型二種)
- ク 教習指導員審査 (普通二種)

## 2 審査の日程等

平成16年 6 月21日 (月) から25日 (金) までの 5 日間において、別表「技能検定員審査等日程表」のとおり行う。

## 3 審査の場所

- (1) 実技及び面接試験による審査  
東茨城郡茨城町長岡3783 - 3  
茨城県警察運転免許センター
- (2) 筆記試験による審査  
東茨城郡茨城町長岡3814 - 9  
茨城県指定自動車教習所協会

## 4 審査方法等

## (1) 技能検定員審査

- ア 第一種免許に係る審査

| 審査項目       | 審査細目                                                         | 審査方法等                                                 |
|------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能                                          | 技能試験の方法に準じて行うものとし、合格基準は90%以上の成績とする。                   |
|            | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能                                        | 実技試験により行うものとし、合格基準は95%以上の成績とする。                       |
| 技能検定に関する知識 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 | 論文式及び正誤式の筆記試験により行うものとし、合格基準は、論文式85%以上、正誤式95%以上の成績とする。 |
|            | 自動車教習所に関する法令についての知識                                          | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は85%以上の成績とする。                   |
|            | 技能検定の実施に関する知識                                                | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準はそれぞれ95%以上の成績とする。               |
|            | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識                                          |                                                       |

## イ 第二種免許に係る審査

| 審査項目       | 審査細目                                                                                                        | 審査方法等                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能                                                                                         | 技能試験の方法に準じて行うものとし、合格基準は90%以上の成績とする。 |
|            | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能                                                                                       | 実技試験により行うものとし、合格基準は95%以上の成績とする。     |
| 技能検定に関する知識 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は85%以上の成績とする。 |
|            | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識                                                                                         | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は95%以上の成績とする。 |

## (2) 教習指導員審査

## ア 第一種免許に係る審査



| 審査項目     | 審査細目                               | 審査方法等                                                 |
|----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                | 技能試験の方法に準じて行うものとし、合格基準は85%以上の成績とする。                   |
|          | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 | 面接試験により行うものとし、合格基準はそれぞれ80%以上の成績とする。                   |
|          | 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 |                                                       |
| 教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識       | 論文式及び正誤式の筆記試験により行うものとし、合格基準は、論文式85%以上、正誤式95%以上の成績とする。 |
|          | 自動車教習所に関する法令についての知識                | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は85%以上の成績とする。                   |
|          | 教習指導員として必要な教育についての知識               | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は80%以上の成績とする。                   |

## イ 第二種免許に係る審査

| 審査項目     | 審査細目                                                                                                        | 審査方法等                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                                                                                         | 技能試験の方法に準じて行うものとし、合格基準は85%以上の成績とする。 |
|          | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能                                                                          | 実技試験により行うものとし、合格基準は80%以上の成績とする。     |
| 教習に関する知識 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は85%以上の成績とする。 |

## 5 申請手続

## (1) 申請

申請者本人が、次の提出書類を持参して行うこと。

- ア 審査申請書
- イ 住民票
- ウ 履歴書

エ 運転免許証の写し (申請時に運転免許証を提示することにより写しの提出に代えることができる。)

オ 規則第17条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは、そのことを証明する書類

(2) 申請期間及び受付時間

平成16年 5 月24日 (月) から 6 月 4 日 (金) までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間 (土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 申請先

東茨城郡茨城町長岡3783 - 3

茨城県警察運転免許センター内 交通部運転免許課

電話 029 - 293 - 8811 (内線341・342)

6 その他

申請に当たっては、茨城県警察関係手数料徴収条例 (平成12年条例第53号) に定める審査手数料を、その金額に相当する茨城県収入証紙を申請書にはり付けて納付すること。

別表

審査日程

| 審 査 細 目               |               | 日 程                                               |                                                   |
|-----------------------|---------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 技<br>能<br>検<br>定<br>員 | 技能検定員審査 (大型)  | 筆記試験                                              | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |
|                       |               | 実技試験                                              | 6 月24日 (木) 午前10時30分から                             |
|                       | 技能検定員審査 (普通)  | 筆記試験                                              | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |
|                       |               | 実技試験                                              | 6 月24日 (木) 午前10時30分から及び<br>6 月25日 (金) 午前10時30分から  |
|                       | 技能検定員審査 (大特)  | 筆記試験                                              | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |
|                       |               | 実技試験                                              | 6 月23日 (水) 午前 8 時30分から及び<br>6 月24日 (木) 午前10時30分から |
|                       | 技能検定員審査 (大自二) | 筆記試験                                              | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |
|                       |               | 実技試験                                              | 6 月24日 (木) 午前10時30分から及び<br>6 月25日 (金) 午前10時30分から  |
|                       | 技能検定員審査 (普自二) | 筆記試験                                              | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |
|                       | 実技試験          | 6 月24日 (木) 午前10時30分から及び<br>6 月25日 (金) 午前10時30分から  |                                                   |
| 技能検定員審査 (牽引)          | 筆記試験          | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |                                                   |
|                       | 実技試験          | 6 月23日 (水) 午前 8 時30分から及び<br>6 月24日 (木) 午前10時30分から |                                                   |
| 技能検定員審査 (大型二種)        | 筆記試験          | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |                                                   |
|                       | 実技試験          | 6 月24日 (木) 午前10時30分から                             |                                                   |
| 技能検定員審査 (普通二種)        | 筆記試験          | 6 月21日 (月) 午前 9 時から                               |                                                   |
|                       | 実技試験          | 6 月24日 (木) 午前10時30分から及び<br>6 月25日 (金) 午前10時30分から  |                                                   |

| 審 査 細 目               |                | 日 程                                                                         |
|-----------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 教<br>習<br>指<br>導<br>員 | 教習指導員審査 (大型)   | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>面接試験 6月22日 (火) 午後1時から<br>実技試験 6月24日 (木) 午前10時30分から |
|                       | 教習指導員審査 (普通)   | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>面接試験 6月22日 (火) 午後1時から<br>実技試験 6月25日 (金) 午前10時30分から |
|                       | 教習指導員審査 (大特)   | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>面接試験 6月22日 (火) 午後1時から<br>実技試験 6月23日 (水) 午前8時30分から  |
|                       | 教習指導員審査 (大自二)  | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>面接試験及び実技試験<br>6月25日 (金) 午前10時30分から                 |
|                       | 教習指導員審査 (普自二)  | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>面接試験及び実技試験<br>6月25日 (金) 午前10時30分から                 |
|                       | 教習指導員審査 (牽引)   | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>面接試験 6月22日 (火) 午後1時から<br>実技試験 6月23日 (水) 午前8時30分から  |
|                       | 教習指導員審査 (大型二種) | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>実技試験 6月21日 (月) 午後1時30分から及び<br>6月24日 (木) 午前10時30分から |
|                       | 教習指導員審査 (普通二種) | 筆記試験 6月21日 (月) 午前9時から<br>実技試験 6月21日 (月) 午後1時30分から及び<br>6月25日 (金) 午前10時30分から |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)